

詳細表 (平成21年6月1日現在)

1 民間企業における雇用状況

(1) 概況
概況

区分	企業数 (社)	法定雇用 障害者数の 算定の基礎 となる労働 者数(人)	障害者の数(人)						実雇用率 $E \div$ $\times 100$ (%)	雇用率対 前年比増減 (P)
			A. 重度身体 障害者及び 重度知的障 害者	B. 重度身体障 害者及び重 度知的障害 者である短 時間労働者	C. 重度以外 の身体障害 者、知的障 害者及び精 神障害者	D. 精神障害 者である短 時間労働者	E. 計 $A \times 2 + B +$ $C + D \times 0.5$	F. うち新規 雇用分		
民間企業 〔1.8%〕	16,189	7,932,919	34,217	1,746	53,705	524	124,147.0	12,654.0	1.56	0.05
	(16,112)	(7,920,678)	(33,108)	(1,644)	(51,782)	(391)	(119,837.5)	(17,532.5)	(1.51)	(0.05)
特殊法人等 〔2.1%〕	69	93,671	578	26	902	14	2,091.0	238.5	2.23	0.06
	(75)	(89,605)	(551)	(22)	(925)	(7)	(2,052.5)	(290.5)	(2.29)	(0.25)

- 注1 欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 2 A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「精神障害者である短時間労働者」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントを行っている。
- 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 4 F欄の「うち新規雇用分」は当該年の前年の6月2日から当該年の6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 5 ()内は平成20年6月1日現在の数値である。

障害部位別雇用状況

区分	障害者の 数(人)	身体障害者の数(人)					知的障害者の数(人)					精神障害者の数(人)			
		A. 重 度 身 体 障 害 者	B. 重 度 以 外 の 身 体 障 害 者	C. 重 度 身 体 障 害 者 で あ る 短 時 間 労 働 者	D. 計 $A \times 2 +$ $B + C$	E. うち 新規 雇 用 分	A. 重 度 知 的 障 害 者	B. 重 度 以 外 の 知 的 障 害 者	C. 重 度 知 的 障 害 者 で あ る 短 時 間 労 働 者	D. 計 $A \times 2 +$ $B + C$	E. うち 新規 雇 用 分	A. 精 神 障 害 者	B. 精 神 障 害 者 で あ る 短 時 間 労 働 者	C. 計 $A + B$ $\times 0.5$	D. うち新 規 雇 用 分
民間企業〔1.8%〕	124,147.0	30,872	41,512	1,411	104,667	9,505	3,345	9,351	335	16,376	2,259	2,842	524	3,104.0	890.0
	(119,837.5)	(30,118)	(41,004)	(1,316)	(102,556)	(13,897)	(2,990)	(8,587)	(328)	(14,895)	(2,621)	(2,191)	(391)	(2,386.5)	(1,014.5)
特殊法人等 〔2.1%〕	2,091.0	548	730	26	1,852	192	30	67	0	127	23	105	14	112.0	23.5
	(2,052.5)	(524)	(772)	(22)	(1,842)	(240)	(27)	(56)	(0)	(110)	(28)	(97)	(7)	(100.5)	(22.5)

- 注1 欄の「障害者の数」とは D、D、Cの計である。
- 2 A欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、D欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行っている。
- 3 B欄の精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、C欄を算出するに当たり0.5カウントを行っている。
- 4 のA.B欄及び のA欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、 のC欄及び のB欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 5 E欄及び D欄の「うち新規雇用分」は当該年の前年の6月2日から当該年の6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 6 ()内は平成20年6月1日現在の数値である。